

補助事業の流れ〔令和元年度分〕

- 補助事業は、2月を目途に東京都による測定・検査を完了し、施工工事事業者等への支払いなどを行ったのち、3月31日まで(年度内)に、実績報告書の提出と補助金額の確定までを完了する必要があります。



風営法規制対象に係る手続き

風営法 ※1

- ① 交付申請前に風営法における「構造及び設備の変更」について所管の警察へご相談ください。
- ② 必要に応じ、公安委員会への「承認申請」を行ってください。

風営法 ※2

- ① 都における検査までに、風営法における「構造及び設備の変更」について届出を行ってください。
- ② 公安委員会へ「承認申請」を行った場合は、「承認」を得てください。

※ 警察への事前相談において「承認申請」が必要な場合などは、早期に施行後の都による検査を行うなど上記スケジュールによらない場合があります。

★現地確認実施項目（都職員あるいは委託事業者が実施） ※申請者による立ち合いが必要となります。